

EUのEUDR (森林減少フリー製品規則) の概要

令和6年5月
(令和6年12月更新)

EU代表部 参事官 植竹 哲也

【問い合わせ先 (EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局)】
euplatform.brussels★eu.mofa.go.jp

※上記の「★」を「@」に置き換えて下さい。

1. EUDR (EU Deforestation Regulation) とは

- **森林減少 (deforestation) フリー製品に関する規則 (EU2023/1115)**は、23年6月29日に施行。24年12月30日から適用開始だったが、欧州委員会が24年10月、1年の適用延長案を公表し、**25年12月30日からの適用開始予定**。

【目的】

1. 欧州の人々が購入、使用、消費するリスト**対象製品が、EU域内及び世界の森林減少や森林劣化に寄与することを回避**し、世界の森林減少の減少に貢献すること。
2. EUにおける該当商品の消費と生産に起因する炭素排出量を削減し、生物多様性の損失の削減に貢献すること。



【対策】

1. **EU域内で流通する特定の品目** (対象7品目を含む関連製品) について、**当該品目の生産が森林減少 (deforestation) を引き起こしていないこと** について、**デューデリジェンス**をしなければならない。
2. 上記デューデリジェンスの結果、**①森林減少フリー製品であること** **【森林減少フリー要件】**、**②生産国の関連法規に従って生産されていること** **【合法性要件】**、**③これらの要件の遵守をデューデリジェンス・ステートメントで証明**できなければ、EU域内での当該製品の流通は不可。

2. 規則のポイント

- 事業者は、デューデリジェンスの結果、対象製品が森林減少フリー製品であることを証明できなければ、当該製品のEU内流通は不可

【対象製品】

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④アブラヤシ、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の7つの関連商品を含むこれらの関連製品（牛肉、チョコレート、パーム油、タイヤ等）

【事業者】

- **EUで製品を提供する事業者**（日本から輸出する場合は、EU市場で当該製品を最初に扱う事業者（輸入事業者））

【デューデリジェンス（DD）を実施】

- **対象製品が、森林減少を伴わない製品であることを証明**
 - ① **DD情報の収集**：製品の内容、生産地の情報（地理情報含む）、事業者情報、森林減少を伴わない製品であることを証明する情報、合法性を示す情報
 - **DDステートメントを作成**
 - **EUのITシステムに報告**。必要に応じてEU各国当局に提出
 - ② **リスク評価**：収集したDD情報に基づき、規則への不適合リスクを評価
 - ③ **リスク緩和措置**：リスクありの場合、リスクを緩和する措置を実施

3. 規則の適用日をめぐる修正案

【現行規制（成立済み）】

- EUDRは、23年6月29日に施行【施行日】
- 24年12月30日から適用開始予定（小規模事業者は、25年6月30日から適用開始）【適用日】

【修正案（12月3日トリローグで妥結、2024年内に官報掲載・発効の見込み）】

- **ただし、欧州委員会が24年10月2日に、1年間の適用延長案を公表。**併せて、
① [ガイドンス](#)と② [FAQ（修正版）](#)を公表
- 10月16日、EU理事会は、欧州委員会の1年間延長提案を可決。
- 11月14日、欧州議会は、① 1年間の適用延長案に加えて、②新たに森林減少リスクに関して「ノーリスク」カテゴリーを設ける修正案を可決。

< EU理事会と欧州議会の可決した修正案の内容が異なるため、トリローグ開始 >

- 12月3日にトリローグが妥結し、1年間の適用延長に合意（欧州議会の「ノーリスク」カテゴリーを設ける案は妥結案に盛り込まれず）。
- 12月16日の週の欧州議会での採決を経て、**年内に1年間の適用延長案が官報掲載され、適用日が1年間延長され、25年12月30日（小規模事業者は26年6月30日）から適用される見込み【適用日】**

3. 規則の適用日 (1年間適用延長された場合)

【 [FAQ \(1.25\)](#)、[\(8.3\)](#)、[ガイダンス \(3\)](#) 】

日本からEUに輸出する場合の適用日

1. 木材・木材製品以外の品目

- ① EUDR施行日（2023年6月29日）より前に生産された対象品目（生産日は収穫日。牛は生まれた日）については適用外
- ② 適用日以前（2025年12月30日（小規模事業者の場合は2026年6月30日））より前にEUに輸入（通関）された対象製品については適用除外

2. 木材・木材製品の場合（EUTR（EU木材規則）の適用との調整規定）

- ① 23年6月29日より前に生産された木材及び木材製品
 - i. 25年12月30日より前に上市された製品は、EUTRの規則を遵守
 - ii. 25年12月30日から28年12月31日までに上市された製品は、EUTRの規則が引き続き適用
 - iii. 28年12月31日以降に上市される製品は、EUDRを遵守
- ② 23年6月29日から25年12月30日までに生産された木材及び木材製品
 - i. 25年12月30日より前に上市された製品は、EUTRの規則を遵守
 - ii. 25年12月30日以降に上市される製品は、EUDRの規則を遵守
- ③ 25年12月30日以降に生産される木材及び木材製品は、EUDRの規則を遵守

4. 対象製品（第1条及び付属書1）

- ①牛、②カカオ、③コーヒー、④アブラヤシ、⑤ゴム、⑥大豆、⑦木材の7つの関連商品を含むこれらの関連製品（牛肉、チョコレート、パーム油、タイヤ等）

| 対象関連商品 | 対象関連製品（主なもの） | CNコード（主なもの） |
|--------|--------------|--------------------------|
| 牛 | 生きた牛、牛肉、牛革 | 010221, 0201, 0202, 4107 |
| カカオ | カカオ豆、チョコレート | 1801, 1806 |
| コーヒー | コーヒー | 0901 |
| アブラヤシ | パーム油、パーム油かす | 1511, 151329 |
| ゴム | ゴム、タイヤ | 4001、4011、4012 |
| 大豆 | 大豆、大豆油、大豆かす | 1201、1507、2304 |
| 木材 | 木材、紙、木製家具 | 4407, 48, 940330 |

※ 対象製品の詳細は[規則付属書1](#)を確認

4. 対象製品とならないもの①

1. 付属書 1 に掲載されていない製品

- 仮に対象関連商品を含む関連製品であっても、当該関連製品が付属書 1 に掲載されていない場合は対象外)

対象外の例：

- ① パーム油を含む石けん（石けんは対象外）
- ② 革張りの車用シート（車用シートは対象外）
- ③ 天然ゴムタイヤを装着した自動車（自動車は対象外）

【 [FAQ \(2.1\)](#) 】

2. 付属書 1 記載の製品であっても対象関連商品 7 品目を含まない製品

- 付属書 1 に“ex”とついているものは、例示であることを意味。

- ① 例えば、“9401”（腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用のもの及びキャンプ装具用のものを除く。））には、木材以外の原材料で作られた腰掛けが含まれるかもしれないが対象外。規則の要求事項の対象となるのは木製の腰掛けのみ。
- ② 例えば、“4011”（ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。））には、合成ゴムと天然ゴムを混ぜて作られた製品があるが、事業者は、天然ゴム成分のみについてデューデリジェンスの実施が必要。

【 [FAQ \(2.2\)](#) 】

4. 対象製品とならないもの②

3. 梱包に使用される木材

- 付属書 1 のコード“4415”（木製包装容器）については、
 - ① それ自体製品（すなわち、単体の梱包材料）として市場に出荷・輸出される木製梱包製品（木製ケース等）は、規制対象だが、
 - ② 他の製品を「保護・運搬」するための梱包材としてのみ使用されるものは対象外

【 [FAQ \(2.5\)](#) 】

4. 中古品

- 製品としてのライフサイクルを終えて中古品として用いられなければ廃棄されてしまう中古品は、規則の対象外。
- ただし、再生紙は、通常、新品のパルプを一定程度含み、全てが再生材でない限りは規則の対象

【 [FAQ \(2.7及び2.8\)](#) 】

5. 竹・竹製品

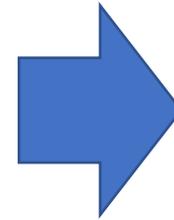
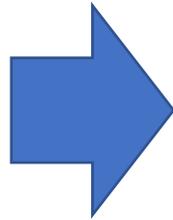
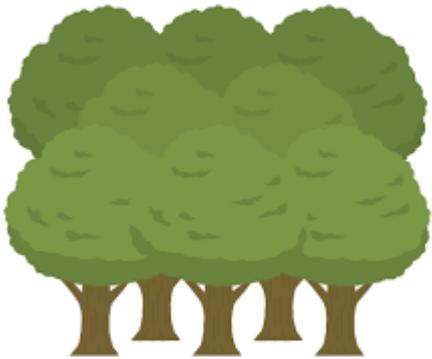
- 竹は F A O によると非木材森林商品であるため、竹及び竹のみから作られた製品は対象外。

【 [FAQ \(2.12\)](#) 】

5. 森林減少・森林減少フリー製品とは何か①

- 「森林減少（deforestation）」とは、人為的か否かを問わず、森林を農業利用に転換することを言う（第2条第3項）。
- 「森林減少フリー（deforestation-free）」とは、**2020年12月31日以降**、森林減少されていない土地で生産された対象関連商品を言う（第2条第13項）。

→ つまり、規則施行後は、**2020年12月31日以降森林から農業利用用に転換した農地で栽培した対象関連商品を含む対象製品はEU向けの輸出が不可**



森林：0.5ha以上、樹高5m以上、樹冠被覆率10%以上の土地（主に農業利用・都市利用されている土地を除く）（第2条第4項）

農業利用：農業の目的のための土地利用（農業プランテーションや家畜飼育のための土地の利用を含む）（第2条第5項）

5. 森林減少フリー製品とは何か②【木材の場合は森林劣化も対象】

- 木材及びその関連製品の場合は、2020年12月31日以降、①**森林減少**だけでなく、②**森林劣化**についても引き起こしていないことが要件となる（第2条第13項）（[FAQ \(4.3\)](#)）

森林劣化（第2条第7項）

- (1) 原生林（Primary forests）の①人工林（planted forests）、②プランテーション（plantation forests）、③その他の木が生えている土地（other wooded land）への変更
- (2) 天然林（Naturally regenerating forests）の①プランテーション（plantation forests）、②その他の木が生えている土地（other wooded land）への変更



言い換えると、

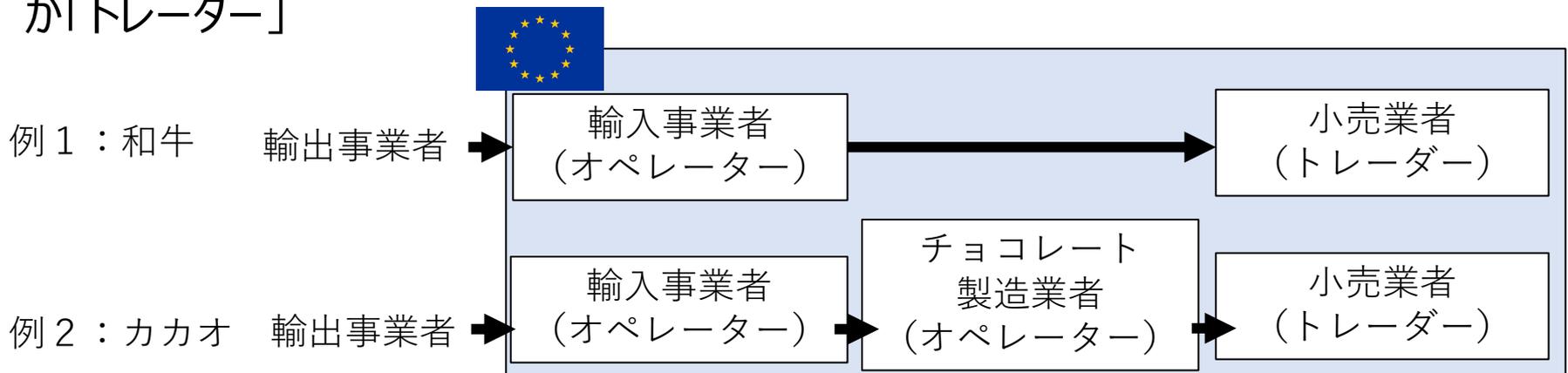
- 森林劣化とは、FAO（国連食糧農業機関）が定める、あるカテゴリーの森林形態について、その他のカテゴリーの森林やその他の木が生えている土地に変換することを言う。
- FAOの森林カテゴリーの変更がない限り、①森林伐採や②持続可能な森林管理も可能【[FAQ \(4.4\),\(4.5\)&\(4.6\)](#)】

6. 対象事業者（第4条～第7条）

- E U D Rでは、事業者について、①オペレーターと②トレーダーを区別し、また、①大企業（SME以外）と②中小企業（SME）を区別し、それぞれ異なる義務を課している。
- **DD義務があるのは、①オペレーターと②大企業トレーダー。**

- ✓ 「オペレーター」とは、対象製品をE U域内に「**上市する（E U域内へ輸入する）、又は輸出する**」いかなる自然人・法人を言う（第2条第15項）
【[FAQ \(3.1\)](#)】
- ✓ 「トレーダー」とは、オペレーター以外の、対象製品を市場で入手可能にするあらゆる人を言う（第2条第17項）

→ 両者の違いは、E U域内のサプライチェーンにおいて、**最初に対象製品を上市した者が「オペレーター」**で、その後のサプライチェーンにおいて、同商品を取り扱う者が「トレーダー」



6. 対象事業者（第4条～第7条）

【オペレーターの義務（第4条）】

- オペレーターは、対象製品をEU域内で上市する前（又は輸出する前）に、**DD**をしなければならない。

【トレーダーの義務（第5条）】

- 大企業トレーダー（中小企業以外）は、大企業オペレーターと同じ義務を負う。
- 中小企業トレーダーは、DD義務は負わないが、対象商品を提供したオペレーター・トレーダーの名称、住所、連絡先等を収集し、最低5年間保管する。

- ✓ 最初にEU域内で対象製品を上市するオペレーター（日本から輸出する場合は輸入事業者）は、**規模にかかわらず**、**デューデリジェンス（DD）を実施しなければならない** [【FAQ \(3.4&3.5\)】](#)
- ✓ DD実施後の対象製品について、その後のサプライチェーンのオペレーター（①対象製品を別の対象製品に加工する、又は②対象製品を輸出する者）の義務は、大企業と中小企業で異なる。
 - ① 大企業：前に実施されたDDを参照できるが、DDが実施されたことを「確認」し、違反の場合の法的責任を負う。対象商品にDD未実施の部分があれば、DDを実施しなければならない。
 - ② 中小企業：違反の場合の法的責任は同様に負うが、前にDDが実施された部分については、DD番号の提供のみで、DDの実施やDDステートメントの提供は不要。 [【FAQ \(3.4&3.5\)】](#)

7. デューデリジェンス①（第8条～第13条）

【デューデリジェンス（DD）（第8条）】

- 事業者（①オペレーター及び②大企業トレーダー）は、対象製品をEU域内で上市する前（又は輸出する前）に、**DDをしなければならない**。（同じ土地の生産物でも毎回必要【[FAQ（1.13）](#)】）
- ✓ DDは以下の3つの事項を含む
 - ① **情報収集**（第9条）
 - ② **リスク評価**（第10条）
 - ③ **リスク緩和措置**（第11条）
- ✓ ただし、**低リスク国の場合は、②のリスク評価、③のリスク緩和措置は不要**（第13条）
- ✓ 事業者は、DDシステムを構築し、年1回見直し、原則公表（第12条）
- ✓ 事業者は、DDを実施し、**DDステートメント**を関連製品を上市・輸出する前に**当局にITシステムを経由して提出**しなければならない（第4条）。

【ベンチマークシステム】（高・標準・低リスク国）（第29条）

- E U加盟国及び第三国は、国全体又は**その一部**について、①高リスク、②標準リスク、③低リスクの3つのリスクに分類される。

1. 以下の判断基準で高リスク・低リスクを判断（標準リスクは高・低リスク以外）
 - ① 森林減少・劣化の速度
 - ② 対象製品のための農地拡大の速度
 - ③ 対象製品の生産と動向
（以下も考慮に入れることが可能）
 - ④ 国連気候変動枠組条約に提出する各国が定める貢献（NDC）における農業分野等の排出・吸収量に関する対象国、NGO等からの情報
 - ⑤ 対象国とE U・加盟国との森林減少の対処に関する合意文書等
 - ⑥ 対象国の国内法・国内措置
 - ⑦ 対象国の情報提供に関する透明性及び先住民の人権保護の法制度
 - ⑧ 国連安保理やE U理事会による制裁
2. 2023年6月29日（E U D R施行日）：全ての国地域は標準リスク
3. **（1年延期修正案が成立した場合）2025年6月30日までに実施規則を定め、高リスク及び低リスクの国・地域を公表**
→ E Uは特に高リスクの第三国との協力を推進（第30条）

7. デューデリジェンス②（第8条～第13条）

【情報収集（第9条）】

- 事業者は、以下の情報を収集し、5年間保存しなければならない。
 - ① 製品名を含む製品情報
 - ② 数量（キログラム単位）
 - ③ 生産国
 - ④ **地理情報**
 - ⑤ 対象製品を取り扱った企業・個人の名称、住所、メールアドレス
 - ⑥ 森林減少フリー製品であることを決定的かつ検証可能な十分な情報【**森林減少フリー製品確認**】
 - ⑦ 対象製品が生産国の関連法規に基づいて生産されたことを示す決定的かつ検証可能な十分な情報【**合法性確認**】

- ✓ どこまでの地理情報が必要なのか？
- ✓ 森林減少フリー製品であることをどのように確認するのか？
- ✓ 合法性をどのように確認するのか？

といったことがDDのポイントとなる。

【地理情報】①

1. 地理情報（第9条第4項）

- **対象関連商品（7品目）が生産された**全ての**土地区画の地理情報**
 - ◆ 複数の土地で生産されている場合はその全ての土地情報
 - ✓ 牛及び牛関連製品の場合、地理情報は牛が飼育されていた全ての施設（生まれてからと殺されるまでの全ての施設）
 - ✓ それ以外の製品の場合は、土地情報
- 生産日（収穫日）・生産期間
- 森林減少（木材の場合は森林劣化含む）がある場合、当該区画からの製品のEU市場への上市又は輸出を自動的に不適格とする。

2. 地理情報の提供方法

- ① **土地区画 4 ha以上→ポリゴン**（6桁の緯度・経度の区画の周囲情報）
 - ✓ ポリゴンは土地区画（1つの不動産単位）毎に必要
- ② 4ha未満、牛の生産・と畜場→ ある1点の6桁の緯度・経度情報
[【FAQ \(1.1\) \(1.8\)】](#)

3. バルク商品の原料

- 全て森林減少（・劣化）と無関係である必要
- **生産地が不明な商品が紛れ込んでしまったらEUへの上市不可**

[【FAQ \(1.3\)】](#)

【地理情報】②

4. 複数の対象品目が含まれる製品

例①：木製家具

全ての木材について、土地情報が必要【[FAQ \(1.3\)](#)】

例②：パーム油を含むチョコレート

チョコレートの主原料はカカオであり、付属書 1 の対象製品（チョコレート）の対象品目はカカオであるため、カカオについてのみ土地情報が必要【[FAQ \(1.3\)](#)】

5. サイロで複数の産地の対象製品が混合される場合【[FAQ \(1.17\)](#)】

➤ 事業者は、EUに輸出される全ての商品の生産地を申告する必要

- ① サイロが最後に空になったとき以降にサイロに入った全ての商品の地理情報が含まれるべき。
- ② サイロが定期的に空にされない場合、事業者は、サイロに入った全ての商品の地理情報を保証し、生産地が不明な商品が混在しないことを申告する必要がある。例えば、サイロに貯蔵されている商品の一部を取り出す場合、先入れ先出し方式であれば、サイロの容量の最低200%まで、サイロに入った以前の全ての商品の地理情報を申告することで、対応できる。
- ③ サイロに入ったX量の商品の生産地を申告すること（Xは EU域内に輸出された量）は、原産地不明の製品を EU 域内の市場に上市することを禁止するEUDRに違反するため、同規則では認められていない。

【地理情報】③

6. バルク商品の場合のより広い範囲の地理情報の提供【FAQ (1.18)】

- 事業者は、原産地が完全に特定され、原産地不明品や非適合品との混合がない場合にのみ、地理情報の「過剰」申告を行うことができる。
- バルク商品が、例えば①保管のためのサイロ、②輸送のための船上、③生産工程中の工場など、物流や生産の過程で複数の原産地の商品が混在している場合、事業者は、全体の一部のみが市場に出回る場合に、過剰申告を行うことができる。
- 他方で、（例えば地域や国全体で）過剰な区画の申告を目的とするトレーサビリティの実践は、一般的にEUDRに沿わない。

7. 牛のエサとなる大豆飼料の扱い

→ **事業者は飼料もデューデリジェンスすべきだが、飼料自体の地理情報は不要**

【前文39項】

- 本規則の目的を確実に達成するためには、**本規則の適用範囲に含まれる家畜に使用される飼料が森林減少につながらないようにすることが重要。**
- 従って、関連製品を含む飼料を使用した家畜をEU市場に上市する又は輸出する**事業者は、デューデリジェンス・システムの一環として、飼料についても森林減少フリーであることを保証すべき。**
- その場合、**地理情報の要件は、牛が飼育された各施設の地理情報に限定されるべきであり、飼料自体の地理情報は要求されるべきではない。**
- ただし、管轄当局が、第三者から提出された実証された懸念に基づく情報を含め、飼料が本規則に適合していないリスクがあるという関連情報を入手した場合、管轄当局は直ちに当該飼料の詳細情報を要求すべきである。
- 飼料がサプライチェーンの前の段階で既にデューデリジェンスの対象となっている場合、事業者は、関連する請求書、関連するデューデリジェンス報告書の参照番号、又は飼料が森林減少を伴わないことを示すその他の関連文書を証拠として用いるべき。管轄当局の要求に応じて、これらの証拠を提供するよう求められる可能性がある。その証拠は、家畜の一生をカバーする、最長5年までとすべき。

【合法性】

1. 合法性を確認する際の「生産国の関連法規」とは何か。

[【FAQ \(3.3\)、ガイダンス \(6\)】](#)

- 「関連法規」には、①国内法（関連する二次法を含む）、②国内法に適用される国際法などが含まれる。国によって異なり、改正される可能性もあるため、規則では特定の法律行為を特定せずに、立法分野のリストを提示している。
- 関連法規となるのは、「生産区域」の法的な状況に関して適用されるもののみで、生産過程やサプライチェーンに関連して適用されるものは含まない。
- 具体的には、以下のような法規が関連する（第2条第40項）
 - a. 土地利用権
 - b. 環境保護（自然保護法、野生生物保護法等）
 - c. 森林関連規則
 - d. 第三者の権利（土地の利用権、用益権等）
 - e. 国際法上の労働者の権利・人権
 - f. 先住民族の権利に関する国連宣言
 - g. 租税、汚職防止、貿易・関税に関する規則

7. デューデリジェンス③（第8条～第13条）

【リスク評価（第10条）】

- 事業者は、収集した情報に基づき、対象製品が不適合になるリスクがあるかどうかを判断するための**リスク評価をしなければならない**。

1. リスク評価は以下の基準を考慮しなければならない。

- ① 生産国のリスク分類（高リスク国、標準リスク国、低リスク国）
- ② 生産国の森林の存在
- ③ 生産国の先住民の存在、先住民との誠実な協議・協力等
- ④ 生産国における森林減少・劣化の蔓延状況
- ⑤ 情報の出典、信頼性・妥当性、関連文書へのリンク
- ⑥ 生産国の汚職、不正等の懸念
- ⑦ 関連サプライチェーンの複雑性 等
- ⑧ **認証や他の第三者検証スキームによる情報を含む本規則への適合に関する補則情報**
→ **認証制度を利用して、事業者のDDの責任を代替するわけではない【[ガイダンス\(10\)](#)】**

3. 木材に関しFLEGTライセンスがあれば、合法性の要件は満たしたものとみなす。

FLEGT : Forest, Law, Enforcement, Governance and Trade

4. 事業者は、最低年1回、リスク評価を文書化し、レビューしなければならない。また必要に応じて、当局に提出しなければならない。

7. デューデリジェンス④（第8条～第13条）

【リスク緩和措置（第11条）】

- 追加情報の要求、第三者による調査・監査の実施を行い、リスクなしの状態にする。

1. 事業者は、リスク評価の結果、リスクがない又はごくわずか（リスクなし）の場合を除き、**リスクなしの状態になるよう、以下の措置**をとらなければならない。
 - ① 追加情報の要求
 - ② 第三者による調査・監査の実施
2. 事業者は、以下を含む適切かつバランスの取れた**方針、統制及び手続を整備**する。
 - ① モデル・リスクマネジメント・プラクティス、報告、記録、内部管理、コンプライアンス管理（中小企業以外の場合は、経営層へのコンプライアンス・オフィサーの設置を含む）
 - ② 中小企業以外の場合は、上記内部方針等を確認する第三者による監査機能
3. **リスク緩和措置に関する決定は文書化し、最低年1回レビューしなければならない。**また必要に応じて、当局に提出しなければならない。

7. デューデリジェンス⑤（第8条～第13条）

【DDシステムの構築・維持管理、報告・記録保管（第12条）】

- 事業者は、DDシステムを構築し、年1回見直し、原則公表する。

1. 事業者は、**対象製品が規則に適合することを実証するための手続き及び措置の仕組み（DDシステム）を確立し、最新の状態に保つものとする。**
2. 事業者は、**DDシステムを少なくとも年1回見直すものとする。**
3. 中小企業以外の事業者は、DD義務を履行するために取った措置を含め、当該事業者のDDシステムについて、**インターネットを通じたものを含め、できる限り広く、毎年、公表する**（企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CS3D）に基づくレポートに盛り込むことも可能【[FAQ \(5.14\)](#)】）。
4. 上記の公表には、以下の情報を含める。
 - ① 収集した情報の要約
 - ② リスク評価結果、リスク緩和措置、その際に得られた情報及び論拠
 - ③ （該当する場合）先住民、現地住民等との協議プロセスに関する説明
5. 事業者は、**DDに関するすべての文書を少なくとも5年間保管する**。期間中は、権限のある当局の要請に応じて、当該文書を利用可能にしておかなければならない。 23

7. デューデリジェンス⑥（第8条～第13条）

【DDステートメント（第4条及び付属書2）】

- 事業者は、DDを実施し、DDステートメントを関連製品を上市・輸出する前に当局にITシステムを経由して提出しなければならない。

【DDステートメント】

1. 事業者名、住所、EORI番号
2. HSコード、商品説明（商品名含む）、数量
3. 生産国、全ての地理情報
4. 既に行ったDDステートメントに言及する場合はDDステートメントの参照番号
5. 「このDDステートメントを提出することにより、事業者は、規則（EU）2023/1115に従ったDDが実施され、当該製品が同規則の第3条（a）又は（b）に適合しないリスクがない、または無視できる程度しかないことが判明したことを確認する。」という文言
6. 氏名、役職、署名、署名日



- ※ 第3条（a）は、森林減少フリーであること【森林減少フリー要件】
- 第3条（b）は、関連法規に従って生産されていること【合法性要件】

I Tシステム（第33条）

- 欧州委員会は2024年12月30日までに、D Dステートメントを含むI Tシステムを構築する。

- ① 事業者等の登録
- ② D Dステートメントの登録（D Dステートメントの参照番号の提供を含む）
- ③ （可能なら）地理情報を特定するための関連システムからのデータ変換
- ④ D Dステートメントの確認結果登録
- ⑤ E U税関システムとの相互接続（税関システムとの接続に必要なシステムは別途2028年6月30日までに開発） 等

→ I Tシステムの機能に関する実施規則を別途作成予定

（注）D Dステートメントの最大ファイルサイズは2 5 Mb

【DDステートメントの提出】

1. 提出頻度はどうか。複数回の出荷をカバーできるか。

[【FAQ \(5.19\)】](#)

- **DDステートメントは、複数の出荷を対象とすることができる。**
- このような場合、事業者は、EU市場に上市されるすべての対象製品についてDDが実施され、森林減少フリーであること、合法性要件を満たしていることを確認し、EUDRを遵守していること責任を負わなければならない。
- また、以下の点を考慮しなければならない。
 - ① 全量がDDステートメントでカバーされ、事前に提出されていること
 - ② DDステートメントでカバーされた量が全量上市された後は、追加数量について新しいDDステートメントが必要であること
 - ③ 事業者は第12条第2項で1年に一度、DDシステムをレビューすることになっているため、1年を超えてDDステートメントが複数の出荷をカバーすることはできないこと
 - ④ DDステートメントは既に生産された対象商品のみをカバーしていること（これから生産される商品はカバーできないこと）
 - ⑤ DDステートメントのカバー量と実際に上市される量が一致すること
 - ⑥ DDステートメントの地理情報の最大量が2.5MBであること
 - ⑦ 複数回カバーすると、それだけEUDR非遵守のリスクが上昇すること

8. 加盟国による確認

- E U加盟国当局は、事業者がE U D R規則を遵守しているのか、確認をしなければならない（第16条）。

| リスク | 対象 事業者 検査率 | 対象 商品 検査量 |
|--------|-------------------|------------------|
| 高リスク国 | 最低 9 % | 最低 9 % |
| 標準リスク国 | 最低 3 % | — |
| 低リスク国 | 最低 1 % | — |

9. 罰則

- E U加盟国当局は、罰則を作成する（第25条）。
→ **加盟国によって、罰則の内容が異なる。**

【罰金の内容】

- ① 罰金は、環境上の損害及び対象製品の価値に応じた水準
- ② **法人の場合、罰金の最高金額は、前会計年度の事業者のE U全体の年間総売上の最低4%以上**
- ③ 非遵守製品の没収
- ④ 非遵守製品の取引より得た収益の没収
- ⑤ 最大12ヶ月間の公共調達プロセス、入札、補助金等からの排除
- ⑥ **【重大・繰り返し違反の場合】対象製品のE U市場への提供一時禁止**
- ⑦ **【重大・繰り返し違反の場合】低リスク国向けの簡素化D D（※）の禁止**

※ リスク評価及びリスク緩和措置の免除

10. 見直し条項（第34条）

1. 2024年6月30日まで

- ✓ **【適用範囲拡大】森林以外の樹木地**（other wooded land）に拡大するかどうか、必要であれば法案を添えて、影響評価書を提出

2. 2025年6月25日まで

- ✓ **【適用範囲拡大】草地・泥炭地・湿地**といった炭素貯蓄量・生物多様性が高い**その他の自然生態系**に拡大するかどうか、必要であれば法案を添えて、影響評価書を提出
- ✓ **【対象品目の拡大】トウモロコシ、バイオ燃料**を含むその他の商品への拡大可能性
- ✓ **【対象機関の拡大】金融機関**

3. 2028年6月30日まで（その後毎5年）

- ✓ 追加的な貿易円滑化の手段の必要性
- ✓ 小規模農業従事者、先住民等への影響、追加的な支援措置の必要性
- ✓ 森林劣化の定義の見直し
- ✓ 地理情報を示すポリゴンの閾値 等

参考：ブリュッセル事務局の活動状況-

- **2023年9月** **ブリュッセル事務局設立**：E U代表部大使公邸でE Uの日本産食品輸入規制撤廃を受けて福島県産品等をP Rするレセプションを実施
- 2023年9月～ 事業者等とのE U規制に関する意見交換等実施（随時）
- **2023年12月** **E U規制情報に関するメーリングリスト開始**
【登録はこちらまで】 euplatform.brussels@eu.mofa.go.jp
https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125_00001.html
- 2024年3月 E U代表部・ベルギー大使館で日本産食品をP Rするレセプションを開催
- 2024年5月 E U進出日系食品メーカーとのE U規制に関する意見交換会（[在欧食品協議会](#)）を開催（以降定期的に開催）

【E U規制情報】

1. 毎月E U規制情報を更新中

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

2. 個別レポート配信中（食品添加物、食品包装、食品接触財等）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#eu>

3. 深掘りレポート配信中（食品ラベル、日本酒、P P W R）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html#EU>

【畜産関連情報】



ALIC海外情報

<https://lin.alic.go.jp/alic/week/eu.htm>

輸出支援プラットフォーム ホームページ

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform.html>



メールマガジン配信登録はこちら（登録無料）

[ジェトロ農林水産・食品 Newsletter（メールマガジン）](#) |
[農林水産物・食品 - 産業別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

